

勝浦市告示第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、令和7年度一般廃棄物処理計画を定めたので、勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成19年勝浦市条例第23号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

勝浦市長 照川 由美子

記

1 本実施計画の位置づけ

本実施計画は平成22年10月に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、令和7年度における市内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 一般廃棄物の処理計画の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 処理計画区域

勝浦市全域

4 処理計画区域の状況 (令和7年2月28日現在)

面積: 93.96 km²

世帯数: 7,967 世帯

総人口: 15,080 人

5 令和7年度一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

種 類	発 生 量	処 理 量
焼却ごみ	4, 9 6 5 . 8 5 t	4, 9 6 5 . 8 5 t
不用金物	2 1 7 . 7 4 t	2 1 7 . 7 4 t
ペットボトル	6 3 . 8 6 t	6 3 . 8 6 t
古紙類	5 3 7 . 6 4 t	5 3 7 . 6 4 t
空き瓶・ガラス	1 4 0 . 8 3 t	1 4 0 . 8 3 t
蛍光管	0 . 7 1 t	0 . 7 1 t
衣類	6 1 . 4 8 t	6 1 . 4 8 t
プラスチック製容器包装	1 5 6 . 4 3 t	1 5 6 . 4 3 t
その他製品プラスチック	3 8 . 7 8 t	3 8 . 7 8 t
廃乾電池	6 . 3 5 t	6 . 3 5 t
し尿及び浄化槽汚泥	7, 1 4 2 . 1 0 kℓ	7, 1 4 2 . 1 0 kℓ

6 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの発生抑制と排出抑制

- ・ ごみの減量、資源化の啓発
- ・ 生ごみ処理容器等購入費補助金交付事業の実施
- ・ ごみの有料化(粗大ごみ収集、指定ごみ袋)の実施
- ・ 食品ロス削減のための啓発

(2) ごみの分別、資源化の推進

- ・ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施
- ・ 小中学校による資源物回収の実施
- ・ スーパーマーケット等の拠点回収の実施

(3) ごみの適正処理に関する啓発

- ・ 「ごみの分け方・出し方」パンフレットの配布
- ・ 「ごみ収集カレンダー」の全戸配布
- ・ 広報かつうら、市ホームページ等による情報発信
- ・ ゴミゼロ運動の実施

7 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

法第2条第2項に規定する一般廃棄物については、次のとおり分別して収集する。

種 類	主な品目
燃やせるごみ	生ごみ、草、その他生活ごみ
空き缶類・ガラス類	アルミ缶、スチール缶、セトモノ類、割れたビン
金物類	やかん、鍋、傘のほね、針金ハンガー、調理器具
蛍光管類	蛍光管
ペットボトル	飲料品、酒類、調味料
プラスチック製容器包装	レジ袋、ポリ袋、ラップ、発泡スチロール
衣類	古着、シーツ、タオル
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ
びん類	ジュース類、酒類、食料品類
金物7品目	ファンヒーター、ストーブ、トタン、自転車、電子レンジ、ガスレンジ、扇風機
その他製品プラスチック	植木鉢、バケツ、ポリタンク、衣装ケース
廃乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム電池

8 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の適正処理

事業者及び市民は、条例第4条及び第5条の規定に基づき、廃棄物の減量に努め、市が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策に協力するものとする。

(2) 適正処理困難物の指定

条例第13条第1項の規定に基づき、別表に掲げる物を受入れしない適正処理困難物として指定する。

別表

適正処理困難物

No.	区分	内容	例示
1	特別管理一般廃棄物 (政令指定)	PCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用する 部品、ばいじん、ダイオキシン類含有 物、感染性一般廃棄物	PCBを使用した製品、汚泥、感染性 医療廃棄物(注射器等)
2	処理困難物 (環境大臣指定)	自動車用廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像 機(25型以上)	自動車用廃ゴムタイヤ、特定家電品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機)
3	処理困難物 (政令指定)	特定家庭用機器再商品化法施行令 (平成10年政令第378号)で定める機 械器具	
4	3以外のリサイクル 関連法に基づくもの	資源有効利用促進法、建設リサイク ル法、自動車リサイクル法等	パソコン、建築廃材、自動車(部品を 含む)
5	排出禁止物 (条例の規定)	(1) 有害性物質を含むもの (2) 著しく悪臭を発するもの (3) 危険性のあるもの (4) 容積又は重量の著しく大きいもの	農薬、劇薬類、火薬類、ガスボン ベ、消火器
		市が行う廃棄物の処理に著しく 支障を及ぼすもの	壁土、残土、コンクリート片、アスファ ルト片、庭石、瓦、その他(耐火金 庫、ピアノ、電子オルガン、ボウリン グの球等)

9 ごみ処理計画

家庭系一般廃棄物は委託業者が収集し、クリーンセンターで処理する。事業系一般廃棄物は事業者自らクリーンセンターへ搬入するか、許可業者が収集・運搬し、クリーンセンターで処理する。

○収集・運搬計画

区分		処理主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先
委託業者	燃やせるごみ	市	市内全域	週2回	集積所	クリーンセンター
	空き缶類・ガラス類			月2回		
	金物類			月2回		
	蛍光管類			月2回		
	ペットボトル			月2回		
	プラスチック製容器包装			概ね月3回		
	衣類			月2回		
	古紙類			月2回		
	金物7品目			年3日		
	その他製品プラスチック			年3日		
	粗大ごみ			月2日		
	廃乾電池			随時	拠点回収	
許可業者	燃やせるごみ	許可業者	市内全域	契約回数	戸別	
	缶類					
	資源ごみ					

中間処理

廃棄物の種類		搬入先施設名	処理内容	処理見込量 t/年
焼却ごみ	燃やせるごみ		焼却	4,965.85 t
	粗大ごみ(可燃)		破碎・焼却	
不用金物	空き缶類		選別・圧縮したものを有価物として売却し、再資源化する。	217.74 t
	金物類		選別・圧縮有価物として売却し、再資源化する。	
	金物7品目		選別したものを有価物として売却し、再資源化する。	
ペットボトル			選別したものを有価物として売却し、再資源化する。	63.86 t

古紙類	クリーンセンター	選別したものを有価物として売却し、再資源化する。	537.64 t
ガラス類		選別・圧縮したものを埋立処分	140.83 t
蛍光管類		選別したものを専門業者へ委託し、埋設処分及び一部再資源化	0.71 t
衣類		選別したものを有価物として売却し、再資源化する。	61.48 t
プラスチック製容器包装 (発砲質ロール)		選別したものを有価物として売却し、再資源化する。 (減容・固化したものを有価物として売却し、再資源化する。)	156.43 t
その他製品プラスチック		破碎・選別したものを焼却・一部処理困難物として埋設処分	38.78 t
廃乾電池		選別専門業者へ処理委託し、埋設処分及び一部再資源化	6.35 t

最終処分

処分する物	処分先	処分方法	処分見込量 t/年
焼却灰・不燃残渣	(株) ウィズウェイストジャパン	埋立	焼却灰 159 t ばいじん 195 t
	新井総合施設 (株)	埋立	焼却灰 105 t ばいじん 116 t

10 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は委託業者が収集し、衛生処理場で処理する。

○収集・運搬計画

区 分	処理主体	収集区域	収集回数	収集方法	運 搬 先
し尿	市	市内全域	随 時	戸 別	勝浦市衛生処理場
浄化槽汚泥	許可業者				

中間処理

廃棄物の種類	搬入先施設名	処理内容	処理見込量 t/年
し尿汚泥	千葉産業クリーン（株）	脱水汚泥を焼却	300 t

最終処分

処分する物	処 分 先	処分方法	処分見込量 t/年
し尿汚泥	ときわ化研（株）	堆 肥 化	80 t
焼却灰・不燃残渣	（株）ウィズウェイストジャパン	埋 立	焼却灰 132 t ばいじん 36 t

11 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ処理施設

施設名称	勝浦市クリーンセンター
所在地	勝浦市串浜1936番地の18
敷地面積	10,145㎡
改造工事	着工 平成13年7月 ～ 竣工 平成14年9月
処理能力	ごみ焼却施設 35t/日 不燃物処理施設 10t/日
処理方式	ごみ焼却施設 准連続燃焼式流動床炉 不燃物処理施設 機械式破碎・選別設備による4種選別

(2) し尿処理施設

施設名称	勝浦市衛生処理場
所在地	勝浦市部原2141番地
処理能力	40kℓ/日
処理方式	1) 前処理 破碎機+し渣焼却(小型焼却炉) 2) 一次処理 高負荷酸化処理方式 3) 二次処理 活性汚泥・散水ろ床処理方式 4) 汚泥処理 遠心脱水(分離液と脱水汚泥に分離) 処理方式+脱水処理

12 許可業者

(1)一般廃棄物収集運搬業許可業者(ごみ処理)

業者名	所在地	電話番号
(有)たかばし産業	勝浦市名木95	0470-76-1964
(有)妻本商店	鴨川市浜荻430-1	04-7094-2610
(株)エイト	勝浦市沢倉639-7	0470-73-8760
岡田物流(株)	勝浦市荒川153-6	0470-76-4145
(株)一潮	勝浦市墨名801-24 タウンズビル1F	0470-73-0391

(2)浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業許可業者(し尿処理)

業者名	所在地	電話番号
ニュー設備(有)	勝浦市部原1928-26	0470-73-2097
久我ユニ工業(株)	勝浦市沢倉410	0470-73-0325
(株)房総・総合環境センター	いすみ市大原11059	0470-62-0220
(有)さくら清掃	勝浦市部原1917-1	0470-73-1418
(有)勝浦環境サービス	勝浦市中倉415	0470-77-0760
(有)岡田清掃	勝浦市上植野86	0470-76-2203
(株)南総メンテナンス	いすみ市高谷1026	0470-66-1024
(株)久我メンテナンス	勝浦市新官665	0470-73-0325